

最低賃金引上げに向けた 厚生労働省の中小・小規模企業への支援策

令和5年8月31日 厚生労働省

今般の最低賃金引上げに向けた対応

1. 業務改善助成金の拡充

- 「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小・小規模企業に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度。
- この「業務改善助成金」について、賃上げを更に支援する観点から、以下のとおり、**3点の拡充を行う**。

拡充前

拡充後

【①対象となる事業場の拡大】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**

事業場内最低賃金と改定後は改定後の地域別最低賃金の差額が**50円以内**

【②賃金引上げ後の事後申請を可能とする】

賃金引上げ後の事後申請は**不可**
(申請前に賃金引上げ計画を立て、計画申請後に賃金を引き上げる必要がある。)

事業場規模50人未満の事業者について、賃金引上げ後の事後申請が可能
(2023年4月1日～12月31日の期間の賃金引上げについて事後申請を認める。)

【③助成率区分の金額を見直し、高助成率が適用される範囲の拡大】

870円未満	870円以上 920円未満	920円以上
9/10	4/5	3/4

900円未満	900円以上 950円未満	950円以上
9/10	4/5	3/4

2. 周知・相談時の中小企業庁との連携強化

- 新たに、厚生労働省の業務改善助成金、中小企業庁の生産性向上支援策を両方掲載したリーフレットを共同で作成し、それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を行う。
 - 厚生労働省の労働局・働き方改革推進支援センター（全国47か所）及び労働基準監督署（全国321か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金を紹介する。
 - 中小企業庁のよろず支援拠点（全国47か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、内容に応じ、厚生労働省の働き方改革推進支援センター及び業務改善助成金を案内する。

業務改善助成金について

※2023年度当初(9.9億円) + 2022年度第2次補正繰越分(97.6億円) = 107.5億円

- 「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小・小規模企業に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度（最大で、助成率は9/10、助成上限額は600万円）。
- さらに、コロナによる生産量減少（15%以上）、原材料費高騰等による利益率減少（3%以上）の生じた事業者については、車両、パソコン・スマホ・タブレット等の費用まで幅広く助成。

【助成率(拡充前)】

現在の事業場内最低賃金	870円未満	870円以上920円未満	920円以上
助成率	9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業者の場合

【助成上限額(拡充前)】

賃金を引き上げる労働者数	引上げ額30円	引上げ額45円	引上げ額60円	引上げ額90円
1人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
2～3人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
4～6人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
7人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円	450万円
10人以上	120万円（130万円）	180万円	300万円	600万円

※（ ）書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、①コロナ禍で特に影響を受けている事業者（生産量等がコロナ前と比較して15%減）、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%減）又は②事業場内最低賃金が920円未満の場合のみ対象。

【助成対象】

生産性向上に資する設備投資等が対象（設備・システム導入費、専門家のコンサルティング費、店舗改装費等）

加えて、コロナ禍で特に影響を受けている事業者（生産量等がコロナ前と比較して15%減）、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%減）については、以下の経費も助成。

- ①乗用自動車及び貨物自動車（乗車定員7人以上又は200万円以下）
- ②パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
- ③生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）